

等から輸入した貨物に付随して提供された使用に係る技術を、当該援助の終了後当該貨物の返送のための輸出に付随して提供する取引

十六 暗号メカニズム若しくは暗号アルゴリズム又はこれらの参照コードを提供する取引であって、国際標準の策定のための国際会議への出席又は提案若しくは意見表明において必要となるもの

紫字は重要規定。緑字は通称。

貿易外省令第9条第2項第一号から第四号及び第十五号の規定は、経済産業大臣が行う取引、日本政府が外国政府や国際機関に対して行う取引、一部の居住者が防衛大臣に対して行う取引など、取引の主体が、政府機関や特別な者に限られており、企業・大学等の輸出管理実務には、直接関係しないことから説明は省略する。貿易外省令第9条第2項第五号から第七号については、外国間等技術取引、キャッチオール規制に関する規定であり、別途後述する。

九 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引(特定の者に提供することを目的として公知とする取引を除く。)であって、以下のいずれかに該当するもの(※)

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

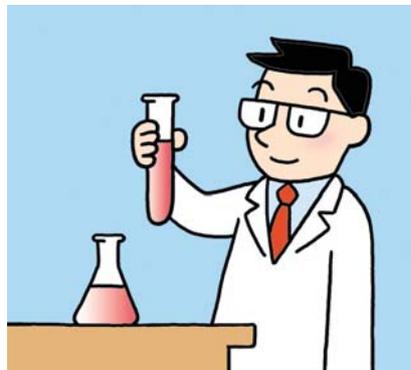
(※) 赤字は除外規定。紫字は既に公知の技術となっているもの、緑字はこれから公知の技術とするもの。下線は重要な要件を意味する。

リスト規制該当技術であっても、①「不特定多数の者」に対して、既に公知になっている技術を提供する取引や②これから「不特定多数の者」に対して、技術を公知するために技術を提供する取引については、規制の実効性がないことから、貿易外省令第9条第2項第九号により役務取引許可を不要としている。

貿易外省令第9条第2項第九号イとニは、①のケースにあたり、ロ、ハ、ホは、②のケースにあたる。なお、「特定の者に提供することを目的として公知とする取引」は、特定の者に提供することを目的としており、役務取引許可を潜脱することを目的としているので、貿易外省令第9条第2項第九号から除外されている。



ただ、リスト規制に該当する技術は、最先端の技術であることが多い。通常、企業や大学等は、莫大な研究費や人材、時間等を投じて、新技術を開発しているので、特許権等の知的財産権などを取得した後でなければ、容易に公知にすることはない。



通常、企業・大学等は多額の研究費・人材を投じて、新技術を開発しているので、簡単に公知にすることはない

輸出管理的な観点からは、公知の技術は、技術の該非判定に慣れていない初心者が濫用するケースが多い。公知の技術の適用に際しては、要件である**不特定多数の者及び技術の入手可能性**について、適切に説明できる根拠資料を一定期間保管しておくことが重要である。なお、貿易外省令第9条第2項第九号では、外為令別表の1の項に該当する技術であっても、公知の技術となれば許可を要しないことになるが、企業・大学等においては、何の技術を公知とするか、リスク管理や社会的な責任の観点から検討する必要がある。

例：東京にある工作機械メーカーAは、来月、千葉で行わる国際見本市で、リスト規制に該当する技術を含んだカタログを3,000部配布する予定である。工作機械メーカーAでは、当該カタログが、貿易外省令第9条第2項第九号ハの要件を満たすようにカタログの発注記録や不特定多数の者に配布している様子などを記録に残すことにしている。(○)